

日本道徳科教育学会講師派遣事業に関する規定

1 事業の目的

本会に所属する大学教員経験者等の有識者を各地で開催される道徳科に関する研修会等に派遣し、もって道徳科の授業改善・授業力向上に寄与することを目的とする。

2 事業内容

本事業は次の事項を行う。

- (1) 道徳科に係る研修会等での講演
- (2) 道徳科授業構想の演習における指導助言
- (3) 道徳科の授業研究における指導助言
- (4) その他本事業の目的に資する事項

3 事業の事務

- (1) 当分の間、本会に講師派遣事業推進委員会（以下、「委員会」という）を置き、事務を遂行する。
- (2) 委員会は、会長、副会長、事務局長により構成する。
- (3) 委員会に事務責任者を置く。当面は会長が兼任する。

4 申請者の条件

- (1) 会員が属している学校（学校教育法第1条に基づく、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校とする。）
- (2) 会員が属している道徳教育研究団体（会則、規約等があり、一定の公共性を有する団体とする。）

5 申請方法

- (1) 講師派遣申請書を本会事務局に送付する。
- (2) 講師派遣申請書は本会ホームページからダウンロードする。
- (3) 申請はメール送付等により適宜受け付ける。

6 派遣の決定

- (1) 講師派遣申請書に基づき委員会で審査し、了承を得た場合は講師派遣決定書を本会より申請者にメール等により送付し、当該日に合わせて講師を派遣する。
- (2) 事業の趣旨に基づき、派遣先が偏らないよう委員会において調整する。

(3) 派遣する講師は、委員会により決定する。

7 実施報告

(1) 事業が終了したのち、申請者は速やかに実施報告書を本会事務局に提出する。

(2) 実施報告の内容は学会誌「道徳科教育」に掲載する。

8 事業の周知

(1) 本会ホームページに事業概要を掲載する。

(2) 本会会員には、総会及び大会を通じて口頭及び書面により事業概要を伝える。

(3) 全国小学校道徳教育研究会、全日本中学校道徳教育研究会に所属する各都道府県及び政令指定都市の会長に書面により事業概要を伝える。

(4) 事業概要には講師リストを添付する。

9 講師リスト

(1) 講師リストに掲載する人材は委員会で決定し、適宜更新する。

10 経費

(1) 事業に要する旅費、資料作成費等は本会が負担し、申請者から経費等は徴収しない。

11 その他

(1) 実施に係る内規を別に定める。

(2) 本事業は令和5年度から実施する。